

行動障害と制度 障害者虐待防止

和歌山県障害福祉課

※本資料は、令和6年度強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導者研修））の資料を基に作成しています。

講義の内容

1. 行動障害と障害福祉制度について
2. 障害者虐待防止について
 - ①令和4年度虐待対応状況調査結果について
 - ②障害者虐待防止対策について

1. 行動障害と障害福祉制度 について

障害者に係る主な制度

経済的支援

障害年金

証明／各種割引

障害者手帳

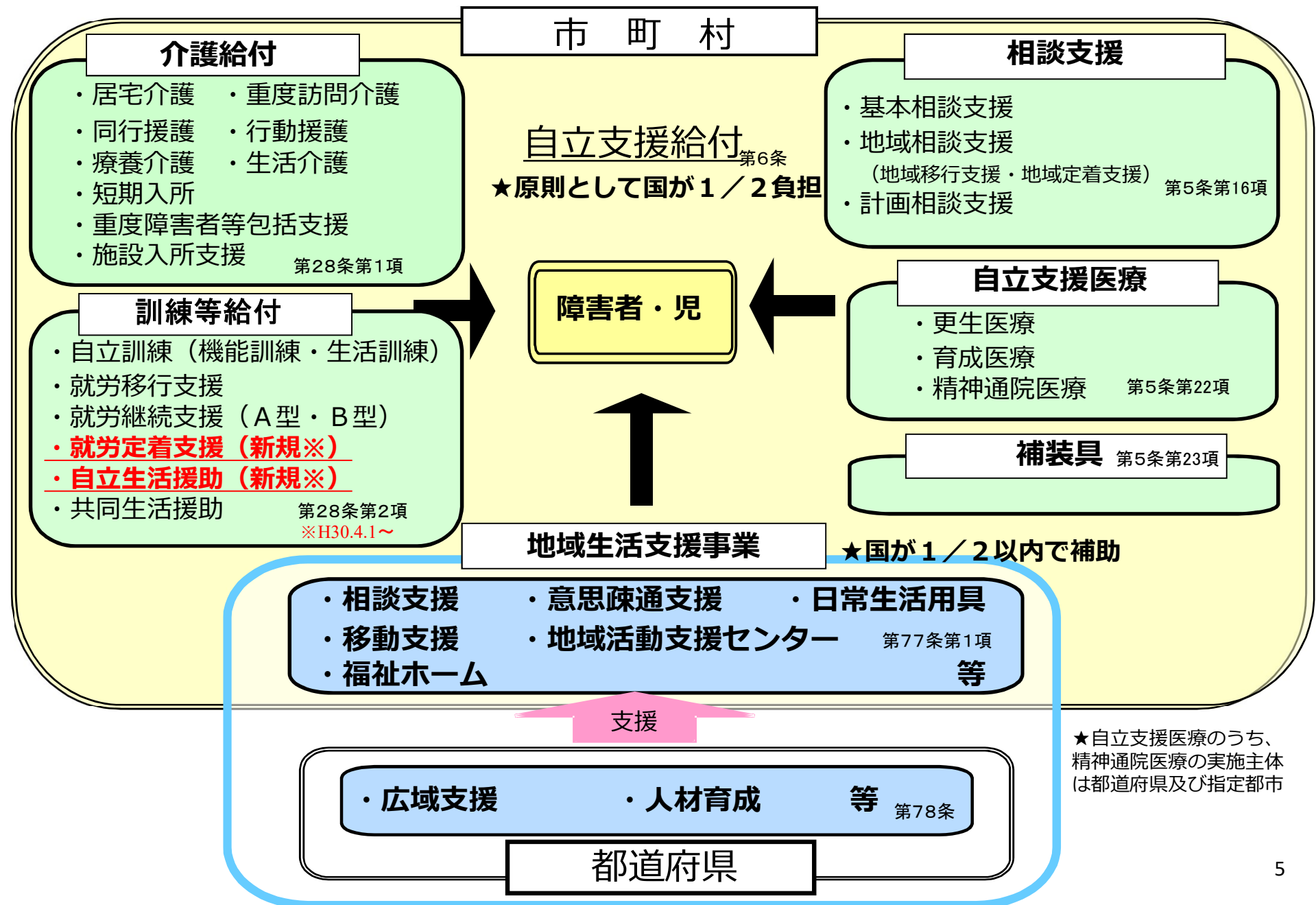
権利擁護

虐待防止法
差別解消法

福祉サービス

障害者総合
支援法

障害者総合支援法の給付・事業



障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児	199,021	21,707
		重度訪問介護 者	12,221	7,518
		同行援護 者 児	26,292	5,748
		行動援護 者 児	13,149	2,021
		重度障害者等包括支援 者 児	45	10
日中活動系	介護給付	短期入所 者 児	46,458	5,305
		療養介護 者	20,970	258
		生活介護 者	298,461	12,348
施設系		施設入所支援 者	124,463	2,560
居住支援系		自立生活援助 者	1,271	290
		共同生活援助 者	167,465	12,318
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 者	2,177	189
		自立訓練（生活訓練） 者	14,155	1,310
		就労移行支援 者	35,543	2,989
		就労継続支援（A型） 者	82,990	4,368
		就労継続支援（B型） 者	322,414	16,003
		就労定着支援 者	15,220	1,533

（注） 1. 表中の「 者 」は「障害者」、「 児 」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2. 利用者数及び施設・事業所数は、令和 4 年 12 月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数	
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	163,847	10,864
		医療型児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,666	87
		放課後等デイサービス 児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	311,372	19,556
障害児訪問系	障害児支援に係る給付	居宅訪問型児童発達支援 児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	338	117
		保育所等訪問支援 児	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	15,613	1,534
障害児入所系	障害児支援に係る給付	福祉型障害児入所施設 児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,327	180
		医療型障害児入所施設 児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,741	198
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	232,366	9,823
		障害児相談支援 児	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	80,023	6,130
		地域移行支援 者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	587	318
		地域定着支援 者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,043	553

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

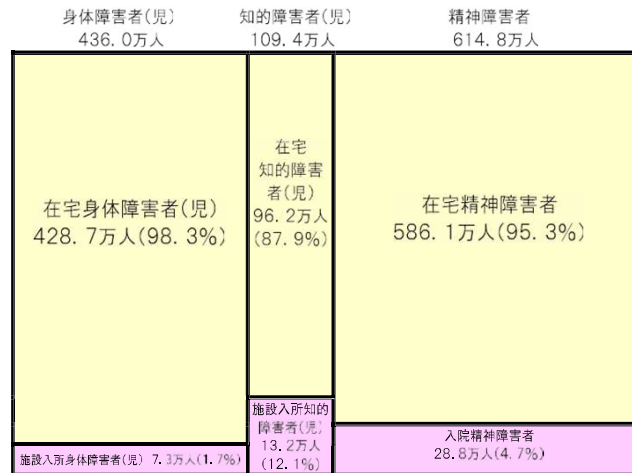
（注） 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 4年 12月サービス提供分（国保連データ）

障害者の数

- 障害者の総数は1160.2万人であり、人口の約9.2%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は614.8万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

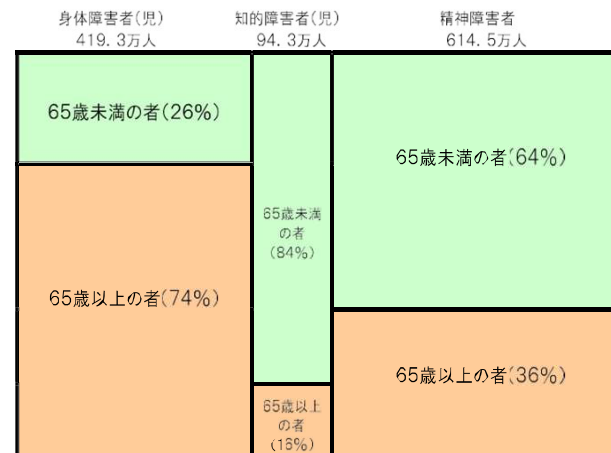
(在宅・施設別)

障害者総数 1160.2万人(人口の約9.2%)
 うち在宅 1111.0万人(95.8%)
 うち施設入所 49.3万人(4.2%)



(年齢別)

65歳未満 51%
 65歳以上 49%



出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成30年)等、在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(令和2年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

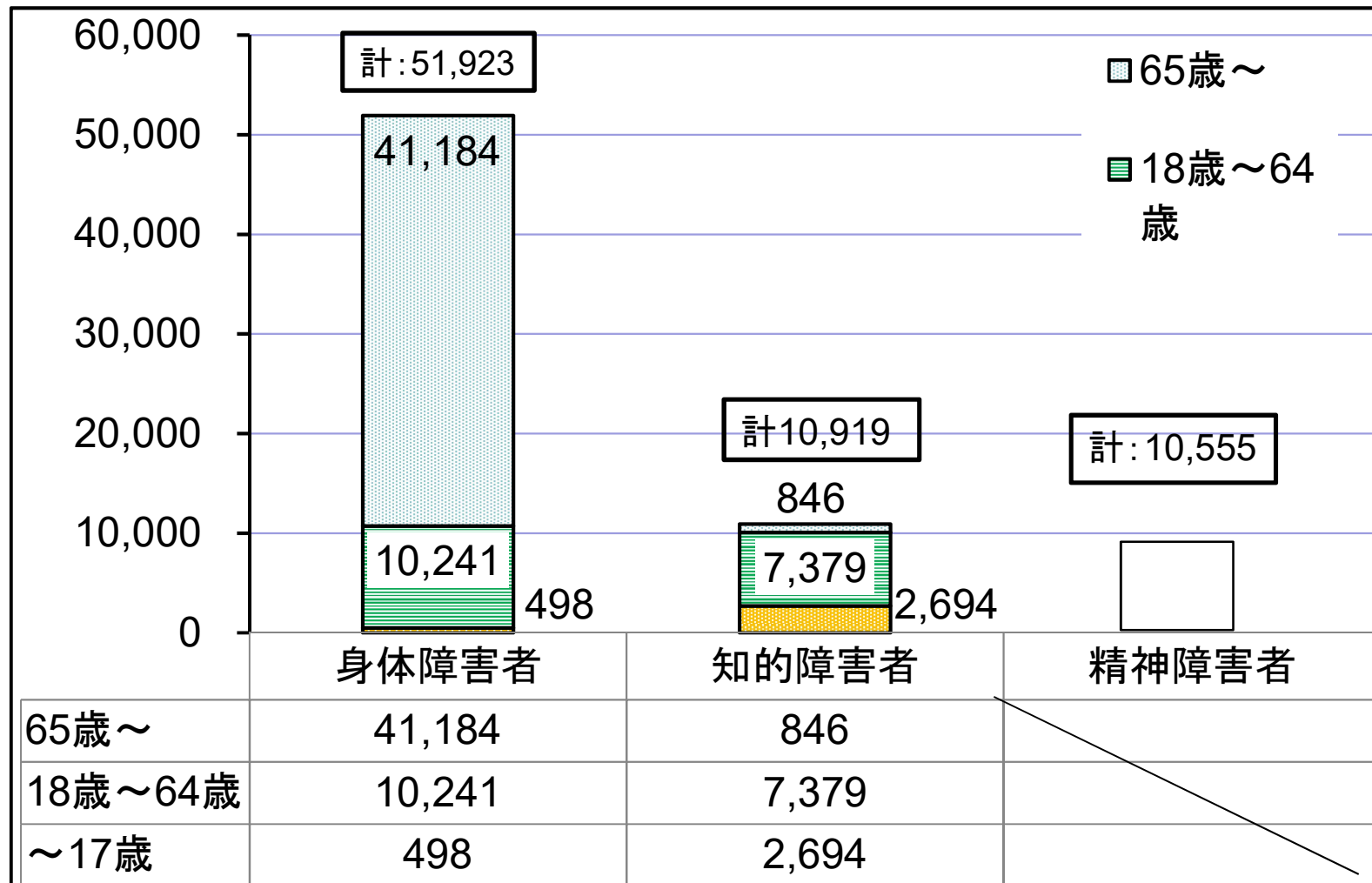
※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出し、精神障害者数は在宅及び施設入所者数(いずれも年齢不詳を除く)で算出。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

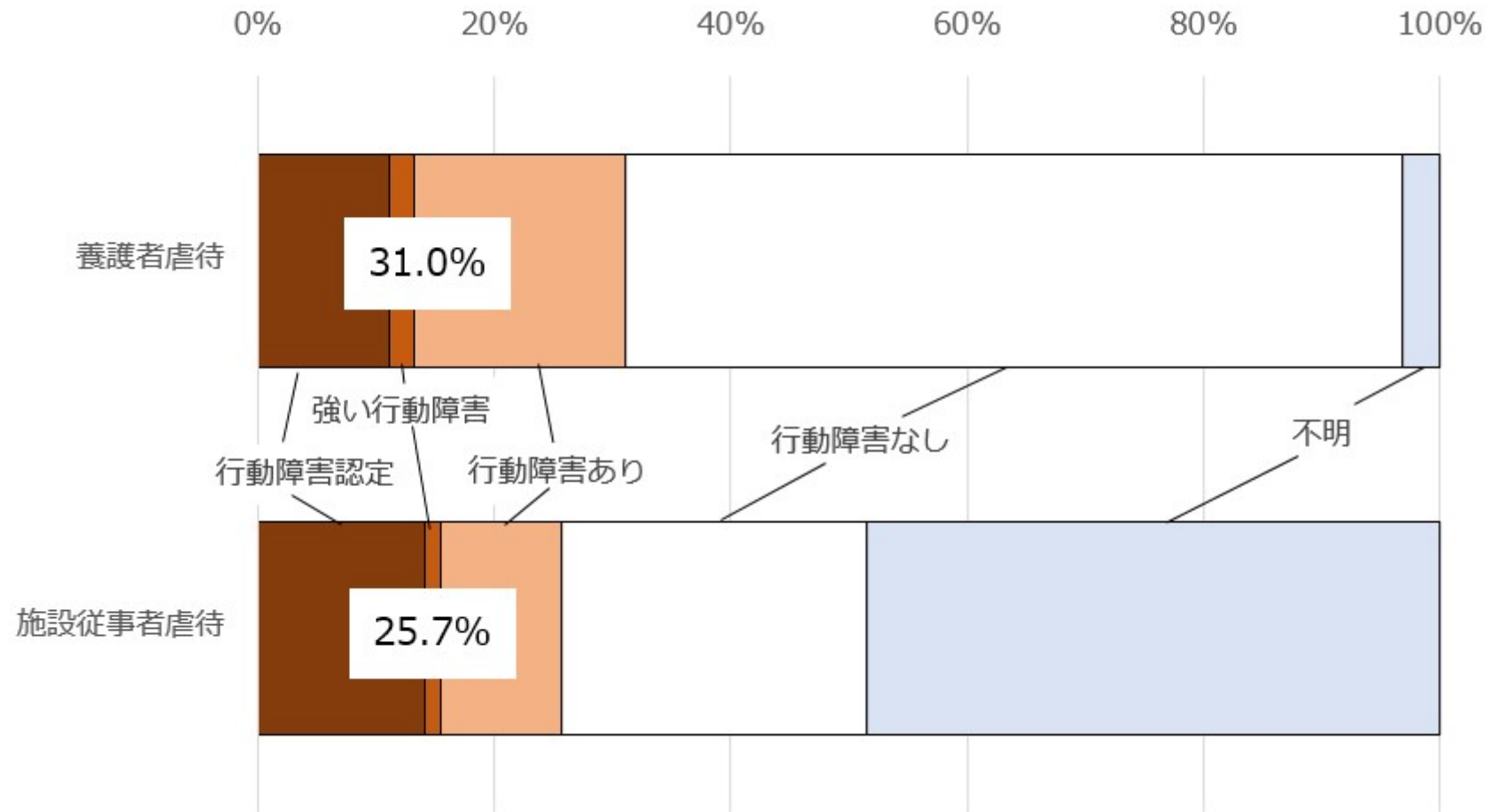
※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(平成29年までは31日以上を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出)。

令和5年度和歌山県内障害者数（障害種別・年齢別）



※身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに令和6年3月31日時点の手帳交付数。

行動障害があると虐待のリスクは高まる？



虐待を受けた障害者の概ね3人に1人から4人に1人は何らかの行動障害がある。
行動障害は、虐待を受けるリスクが「高い」と考えて良い。

強度行動障害の状態にある人が虐待に遭いやすいこと (施設・事業所向け手引きP39)

- 行動障害とは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、高い頻度(著しい場合は、強度行動障害)で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことです。
- 行動障害の状態になりやすいタイプとしては、コミュニケーションが苦手で自分の体調不良や対人不安をうまく伝えられない利用者、他の人は気にならない感覚(明るさ、音、肌触り、臭い、気圧や温度など)に過敏で不快感を持ちやすい人、過去のイヤな記憶を思い出してしまいやすい人などがあります。
- 利用者がこのような状態になったときには、本人の健康や周囲の利用者の安全を守るために、職員は身体拘束や行動制限をやむを得ず行うことがあります。そのときには、事業所の職員全員が利用者の障害特性を理解し、予め本人や家族と相談して決めておいた方法や時間の範囲で対応することが必要になります。
- もちろん、このような身体拘束や行動制限を行うことは決して望ましいことではないので、**普段から利用者の家族や過去の支援者からの情報を引き継いだり、丁寧な観察を行ったりすることによって障害特性を理解し、行動障害が起こらないような支援を行うことが大前提**になります。

2. 障害者虐待防止について

①令和4年度虐待対応状況 調査結果について

令和4年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	8,650件 (7,337件)	4,104件 (3,208件)	1,230件 (1,230件)
市区町村等による 虐待判断件数	2,123件 (1,994件)	956件 (699件)	430件 (392件)
被虐待者数	2,130人 (2,004人)	1,352人 (956人)	656件 (502件)

(注1) 上記は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

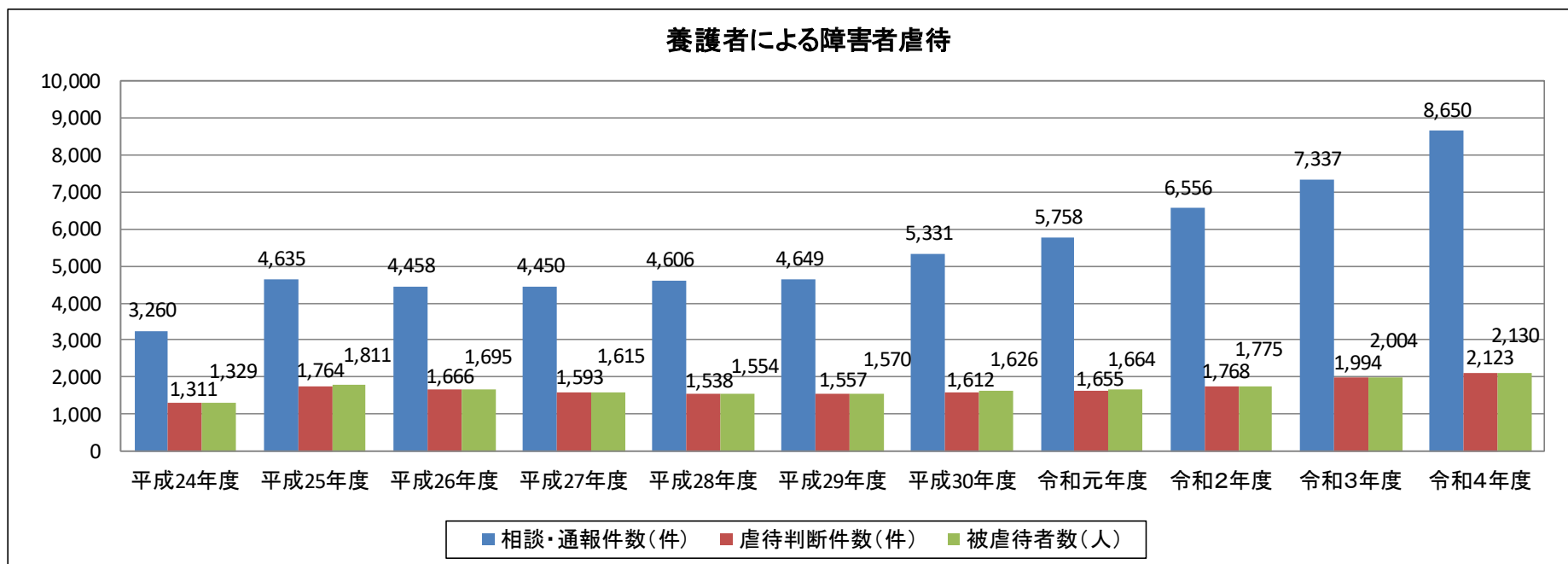
(注2) カッコ内については、前回調査(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)のもの。

都道府県労働局の対応については、令和5年9月8日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。〔虐待判断件数〕は「虐待が認められた事業所数」と同義。）

1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞ 経年グラフ

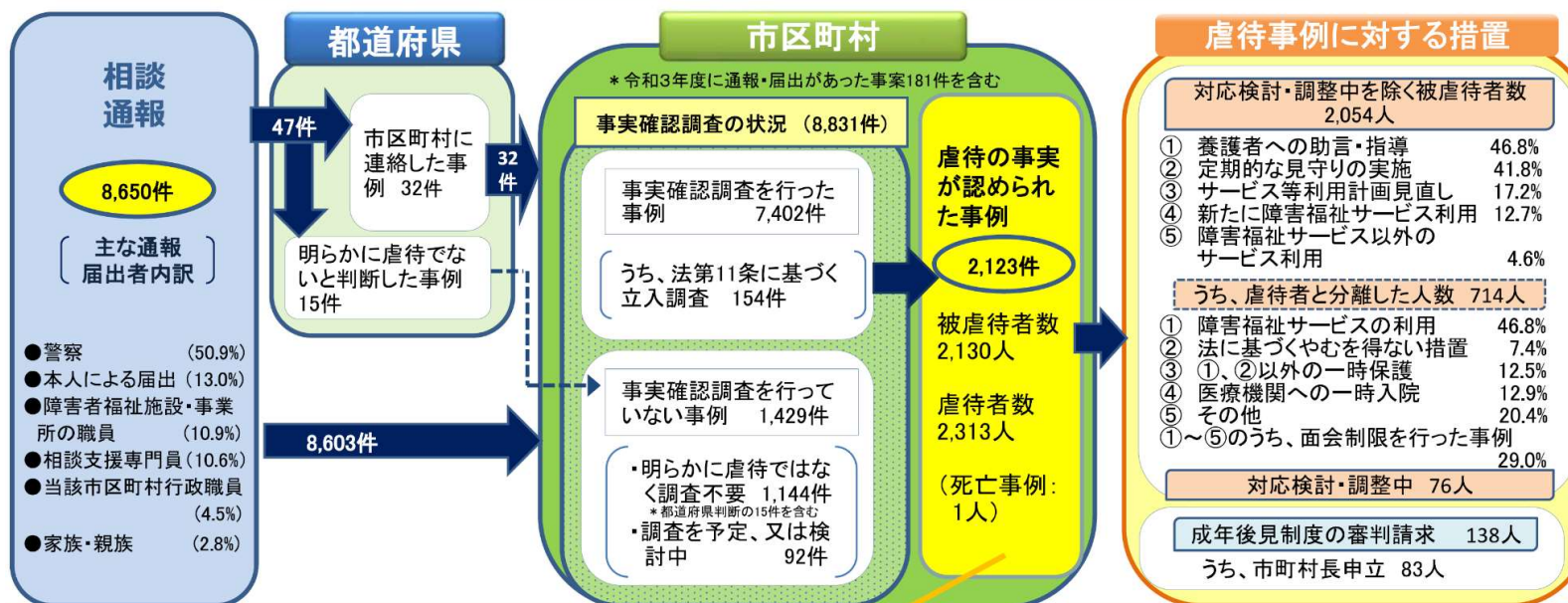
- ・令和4年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は8,650件であり、令和3年度から増加(7,337件→8,650件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は2,123件であり、令和3年度から増加(1,994件→2,123件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は2,130人。

養護者	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和4年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



虐待者(2,313人)

- 性別
男性(64.5%)、女性(35.5%)
- 年齢
60歳以上(40.2%)、50～59歳(26.4%)
40～49歳(16.3%)
- 続柄
父(25.3%)、母(23.1%)、夫(16.3%)
兄弟(10.8%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
68.5%	3.2%	32.1%	11.1%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	42.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.2%
虐待者の知識や情報の不足	26.5%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.3%
虐待者の介護疲れ	23.0%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.8%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	16.9%

被虐待者(2,130人)

- 性別 男性(33.8%)、女性(66.2%) ※性別不明: 1名
 - 年齢
50～59歳(25.3%)、20～29歳(22.2%)
40～49歳(19.2%)
 - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 難病等 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 19.0% | 45.0% | 43.4% | 3.1% | 2.4% |
- 障害支援区分のある者 (49.3%)
 - 行動障害がある者 (27.5%)
 - 虐待者と同居 (85.3%)
 - 世帯構成
その他(15.2%)、両親(14.7%)、配偶者(12.2%)、
両親・兄弟姉妹(11.5%)、配偶者・子(9.0%)

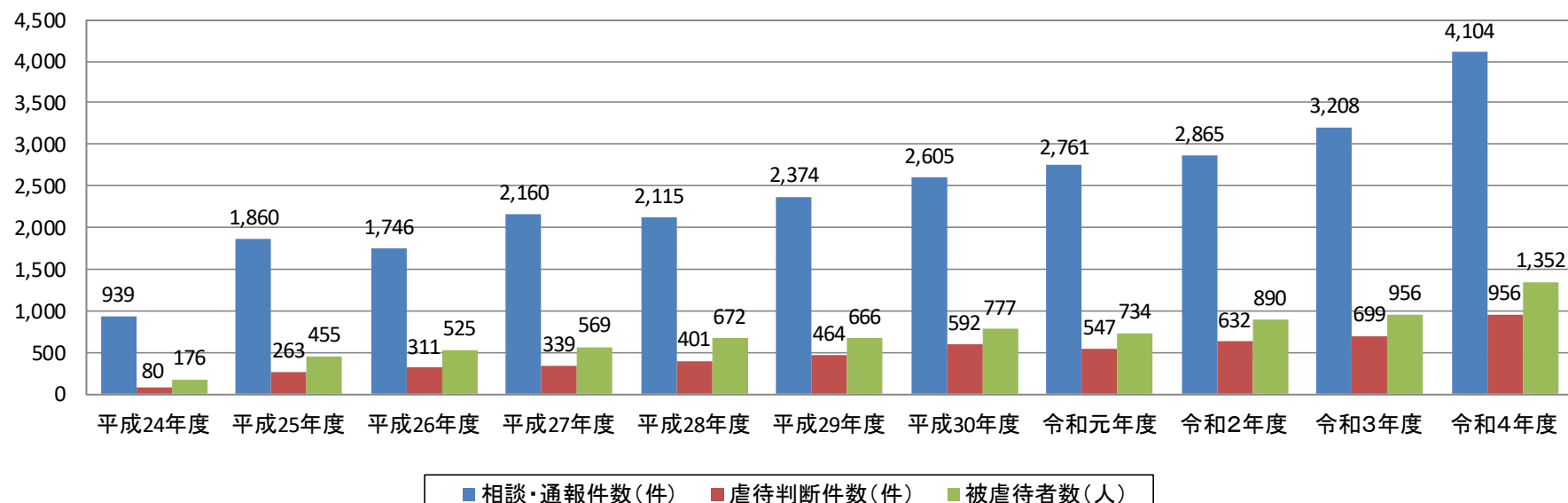
2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は1,352人。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

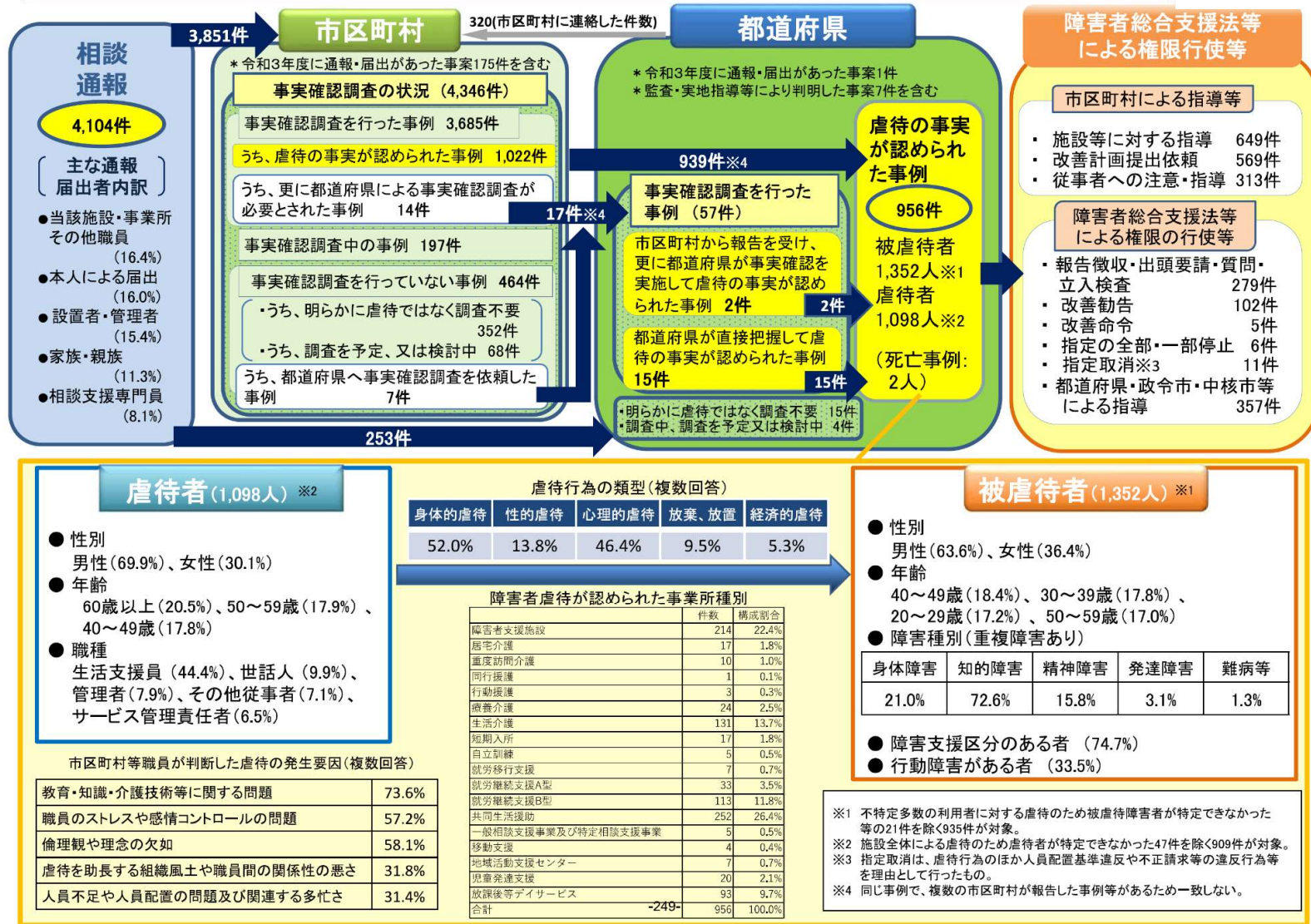
*被虐待者が特定できなかった事例を除く

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

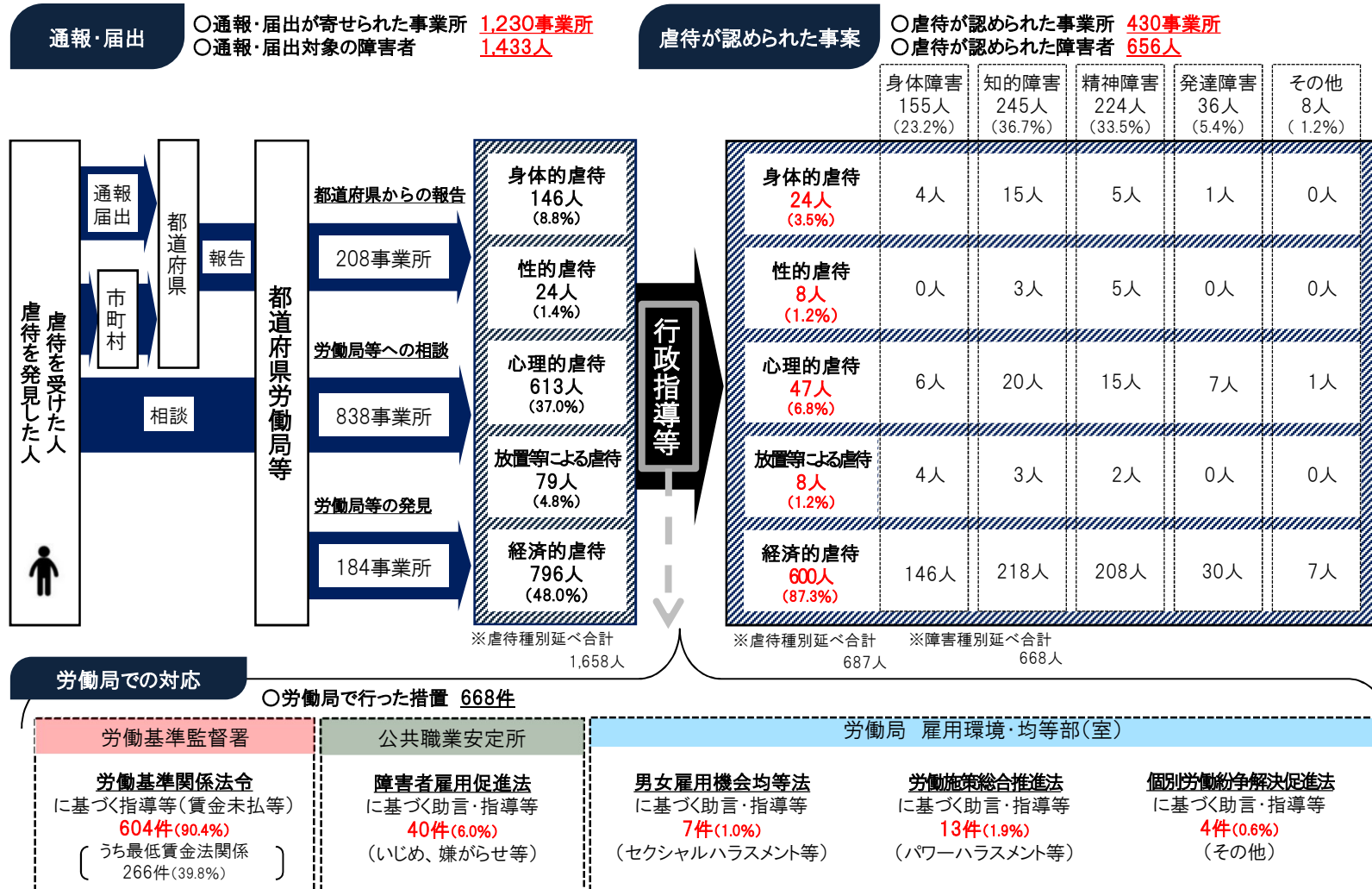


* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和4年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

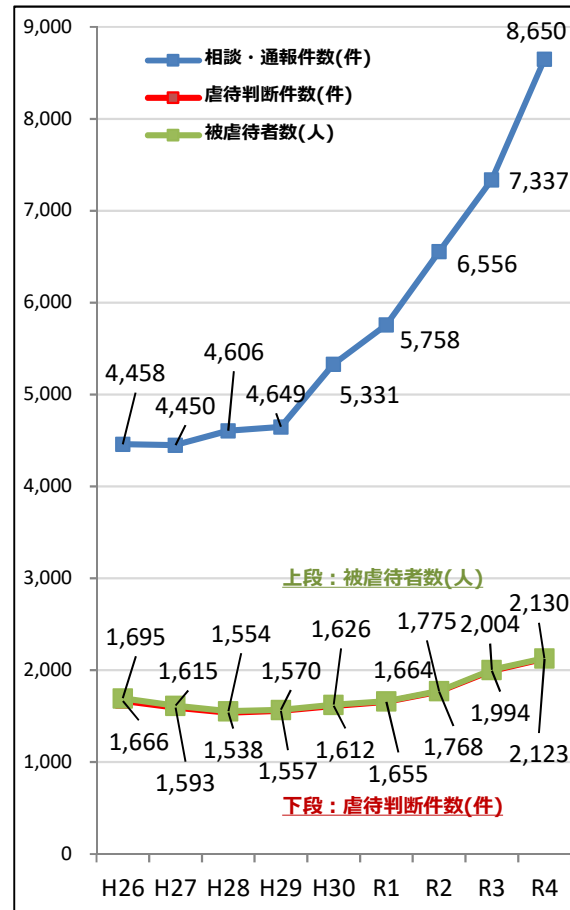


令和4年度における使用者による障害者虐待の状況等

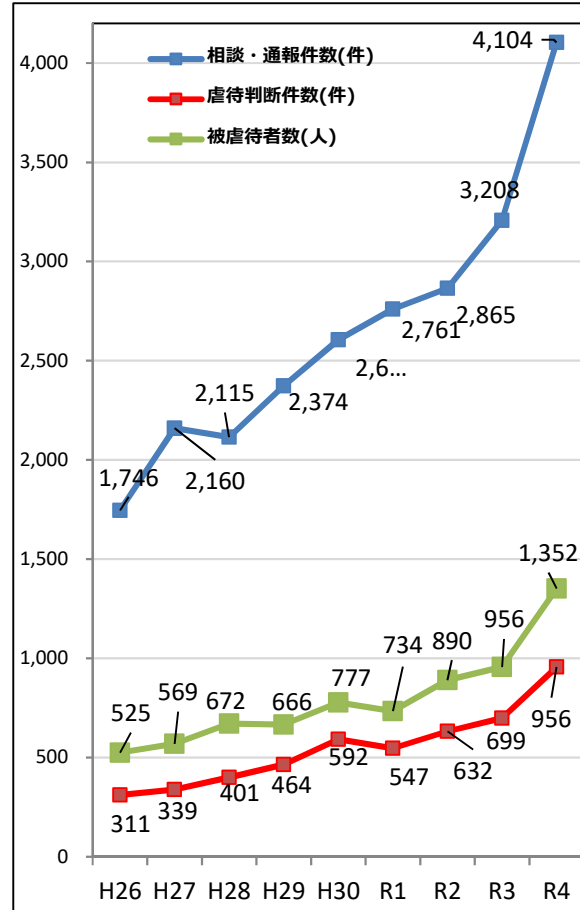


障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

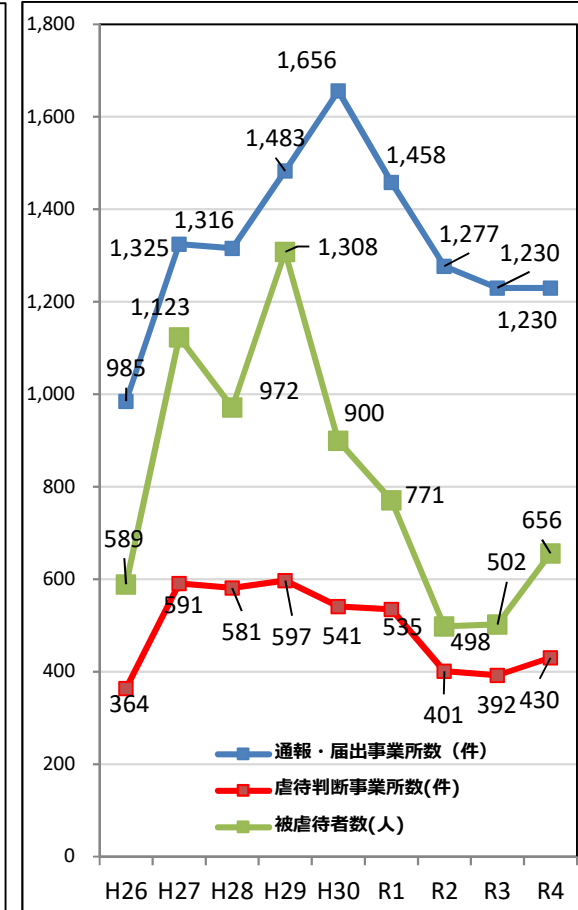
養護者による障害者虐待



障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



令和4年度の和歌山県内の状況

通報等・認定等の件数

和歌山県	養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待
相談・通報件数	62件 (67件)	31件 (17件)	22件 (22件)
虐待判断件数	43件 (44件)	7件 (2件)	6件 (6件)
被虐待者数	43人 (44人)	15人 (4人)	6人 (7人)

※カッコ内の数値は、令和3年度実績

和歌山県における虐待事例（令和5年度）

障害者施設従事者による虐待

【身体的虐待】

- ・職員の指導に児童が反抗し、児童からアルコール液をかけられたため、思わず殴り、蹴った。

【放棄・放置あるいは身体的虐待】

- ・利用者が真夏の炎天下で水分補給されないまま作業し、熱中症となった。

【経済的虐待】

- ・利用者への割増賃金（超過勤務手当）の算定に必要な各種手当を算定せず、賃金不足が生じていた。

【性的虐待】

- ・職員が利用者を私的にLINEで呼び出し、車中で不適切行為を行った。
- ・職員が利用者にLINEで卑猥なメッセージを送信した。

2. 障害者虐待防止について

②障害者虐待防止対策について

障害者虐待防止法施行までの経緯

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年

厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

附則2項

「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

平成23年6月

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成24年10月 法律施行

- * 全都道府県で「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、併せて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

目 的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定 義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やりに食べ物や飲み物を口にいれる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束(柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等)
性的虐待	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある) 【具体的な例】 ・性行 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しているのに意図的に無視する
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・制限する ・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -.-> C["①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）"] </pre>	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 報告 --> C[都道府県] B -.-> D["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 通知 --> C[都道府県] C -- 報告 --> D[労働局] B -.-> E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在 場所 年齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設						企業	学校 病院 保育所
		<障害者総合支援法>		<介護保険法>	<児童福祉法>				
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含)	一般相談支援事業所 又は 特定相談支援事業所	高齢者施設等 (入所系、通所系、訪問系、居住系等含)	障害児通所支援事業所 (児童発達支援、放課後等デイ等)	障害児入所施設等 (※3)	障害児相談支援事業所		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被害者支援（都道府県） （※1）	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使（都道府県市町村）	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使（都道府県市町村）		障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使（都道府県市町村）	児童福祉法 ・適切な権限行使（都道府県）	障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使（都道府県市町村）	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使（都道府県労働局）	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置（施設長・管理者）
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 ・被害者支援（市町村）				【20歳まで】障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使（都道府県市町村） （※2）	【20歳まで】児童福祉法 ・適切な権限行使（都道府県） （※4）			
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被害者支援（市町村）			高齢者虐待防止法 （特定疾病40歳以上の若年高齢者含む。） ・適切な権限行使（都道府県市町村）					

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみの

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

A施設

虐待を受けたと
思われる障害者
を発見した人



通報義務

サービス管理
責任者



通報義務

施設長
管理者



通報義務



市町村障害者虐待防止センター

立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則規定

障害者総合支援法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処することができると規定（障害者総合支援法第110条、第111条）。

身体障害者の支援施設の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察庁に書類送検し、併せて行政の立ち入り調査に対し、虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員を障害者総合支援法違反容疑でも送検。

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気づいた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったと考えられる。

障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応を管理者等が日頃から行うこと。

深刻な虐待事案に共通する事柄

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底



障害者施設の理事長談「暴力や暴言があったことは知らなかった。」
⇒ 虐待が事業運営にとって大きなリスクであるとの認識が希薄



- 今すぐ、施設・事業所で虐待がないか総点検すること
- 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報すること

通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[改定前]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[改定後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

虐待防止のための委員会の3つの役割

第1 「虐待防止のための計画づくり」

- ・虐待防止の研修
- ・虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
- ・ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し
- ・マニュアルやチェックリストの作成と実施
- ・掲示物等ツールの作成と掲示 等の年間計画、実施計画を作成する

第2 「虐待防止のチェックとモニタリング」

- ・チェックリストにより各職員が定期的に点検
- ・結果を虐待防止マネージャー(サービス管理責任者)により管理者と委員会に報告
- ・発生した不適切な対応事例の状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告
- ・虐待発生リスクの場面、またその要因について検討
- ・具体的な改善策(職員の研修計画、各部署の改善計画など)を講じる

第3 「虐待(不適切な対応事例)発生後の対応と総括」

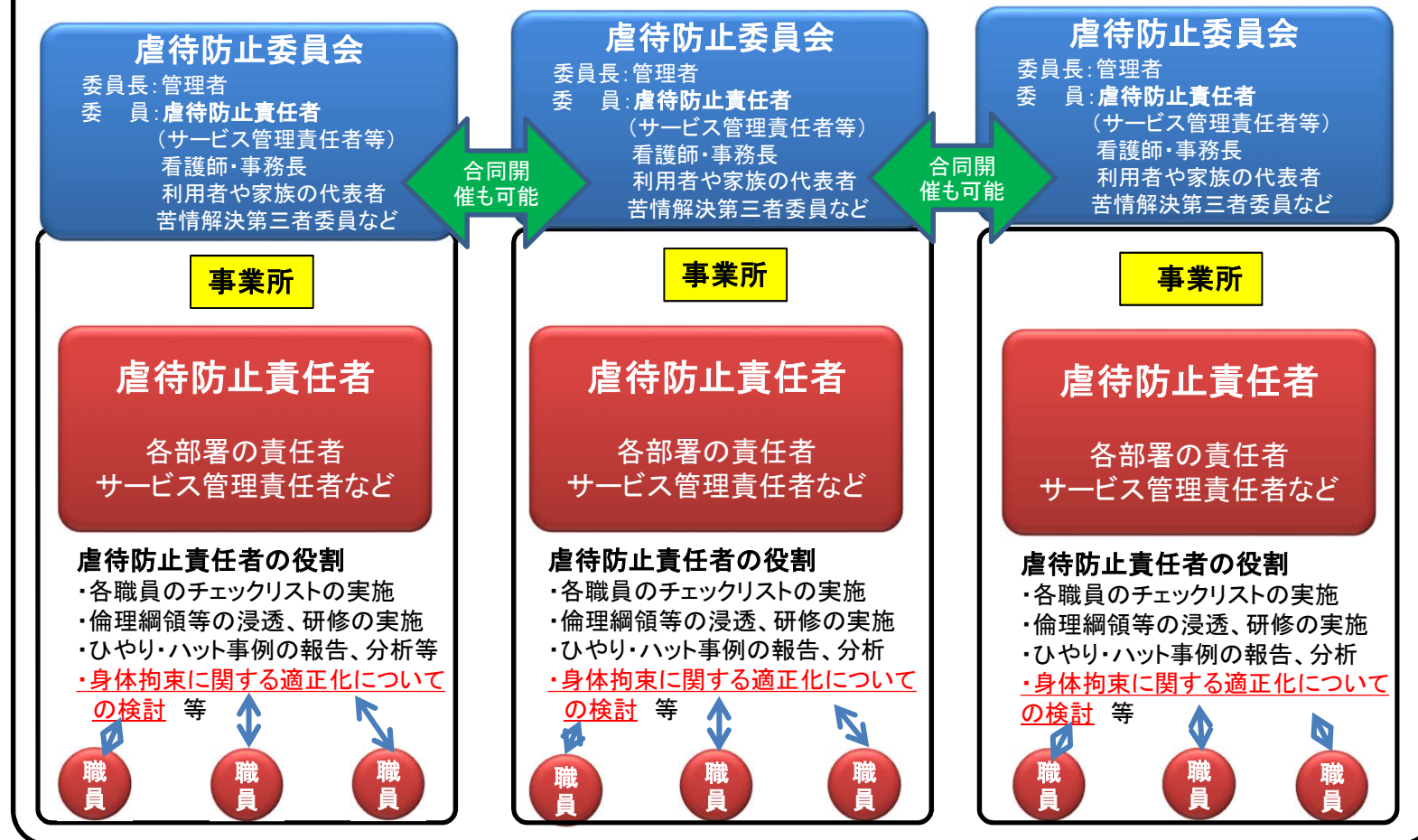
- ・虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿って検証と総括を行う

考えられる研修の種類	例示
①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修	- 基本的な職業倫理 - 倫理綱領、行動指針、掲示物の周知（虐待防止の委員会で検討された内容を含めて） - 障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解 - 障害当事者や家族の思いを聞くための講演会 - 過去の虐待事件の事例を知る等 - 職場内研修用冊子の活用 https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf
②職員のメンタルヘルスのための研修	怒りの感情への対処法を身につけるための研修としての「アンガーコントロール」
③障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修	- 障害や精神的な疾患等の正しい理解 - 行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法 - 自閉症の支援手法（視覚化、構造化等） - 身体拘束、行動制限の廃止 - 服薬調整 - 他の障害者福祉施設等の見学や経験交流等 - コンサルテーションの導入
④事例検討	- 障害者のニーズを汲み取るための視点の保持 - 個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得 - 個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等
⑤利用者や家族等を対象にした研修	「わかりやすい 虐待防止法パンフレット」 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・虐待防止のための計画づくり
- ・虐待防止のチェックとモニタリング
- ・虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等



身体拘束等の適正化の推進

減算の取扱い

令和 6 年度報酬改定による改正内容

身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を **5 単位から所定単位数の10%に引き上げ**。訪問・通所系サービスについて、減算額を **5 単位から所定単位数の 1 %に見直し**。

令和 3 年度報酬改定による改正内容

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和 3 年 4 月から努力義務化し、令和 4 年 4 月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和 3 年 4 月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。**身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組み**といえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、**その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない**とされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ **※以下のすべてを満たすこと**

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

虐待を防止するための取組について

風通しの良い職場環境づくり

虐待が行われる背景については、密室の環境下で行われるとともに、組織の閉塞性、閉鎖性がもたらすという指摘があります。虐待報道事例にあった障害者福祉施設等の検証委員会報告書では、虐待を生んでしまった背景としての職場環境の問題として「上司に相談しにくい雰囲気、また『相談しても無駄』という諦めがあった」「職員個人が支援現場における課題や悩みを抱え込まず、施設(寮)内で、あるいは施設(寮)を超えて、相談・協力し合える職場環境が築かれていなかったと言える。」と指摘されています。

職員は、他の職員の不適切な対応に気がついたときは上司に相談した上で、職員同士で指摘をしたり、どうしたら不適切な対応をしなくてすむようにできるか会議で話し合っ全職員で取り組めるようにしたりする等、オープンな虐待防止対応を心がけ、職員のモチベーション及び支援の質の向上につなげることが大切となります。

そのため、支援に当たっての悩みや苦労を職員が日頃から相談できる体制、職員の小さな気づきも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制、これらの風通しの良い環境を整備することが必要となります。

また職員のストレスも虐待を生む背景の一つであり、夜間の人員配置等を含め、管理者は職場の状況を把握することが必要となります。職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげることで職員のメンタルヘルスの向上を図ることが望めます。職場でのストレスを把握するために、「職業性ストレス簡易調査票」等を活用すること等が考えられます。

職場のストレスに気づくためのツール

5分でできる職場のストレスチェック

5分でできる職場の ストレスチェック

4つのSTEPによる簡単な質問から、
あなたの職場におけるストレスレベルを測定します。
質問は全部で57問です。(所用時間約5分間)
はじめに性別を選んでください。

男性

女性



このコンテンツは、厚生労働省「職業性ストレス簡易調査票フィードバックプログラム」に基づいて、制作致しました。

こころの耳



<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/>

厚生労働省HP

通知・事務連絡

障害者虐待防止法に関するQ&Aについて

障害者虐待の防止と対応の手引き

→パンフレット、職場内虐待防止研修用冊子

ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞障害者福祉＞
障害者虐待防止法が施行されました＞通知・関連資料等

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

第45回 (R6.2.6) 障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム資料より抜粋

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】
- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
 - 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
 - （現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上
- 【重度障害者支援加算（短期入所）】
- 区分4,5の報酬区分を新設する。
 - 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。
- 【重度障害者支援加算（共同生活援助）】
- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。
- 【重度障害者支援加算（共通）】
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置	【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置	【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

③行動援助における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。
- 【行動援助の基本報酬】（例）
- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
 - ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位
- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。
 - ・ 医療・教育等の関係機関との連携
 - ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
 - ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。
- 【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）
- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。
- 【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

障害児支援における強度行動障害を有する児への支援の充実

第45回 (R6.2.6) 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料より抜粋

児童発達支援・放課後等デイサービス

- 放課後等デイサービスの個別サポーター加算（Ⅰ）について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポーター加算（Ⅰ）》
【現行】100単位/日
※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポーター調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）

【改定後】ケアニーズの高い障害児に支援 90単位/日
同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位/日
著しく重度の障害児に支援 120単位/日
（主として重症児除く）

- 強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》
【現行】155単位/日
※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援

【改定後】（Ⅰ）（児基準20点以上）200単位/日
（Ⅱ）（児基準30点以上）250単位/日（※放デイのみ）
加算開始から90日間は+500単位/日
※実践研修修了者（Ⅱは中核的人材）を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算（Ⅰ）広域的支援人材による支援：1000単位/日（月4回まで）も創設

保育所等訪問支援

- 強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価

新設《強度行動障害児支援加算》200単位/日
※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

障害児相談支援

- 強度行動障害を有する児へ相談支援を行った場合に評価

《行動障害支援体制加算》
【現行】35単位/月
実践研修を終了している
相談支援専門員を配置し公表

【改定後】（Ⅰ）60単位/月
強度行動障害を有する児
（児基準20点以上）に対して
指定障害児相談支援を実施
（Ⅱ）30単位/月
現行通り

障害児入所施設

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

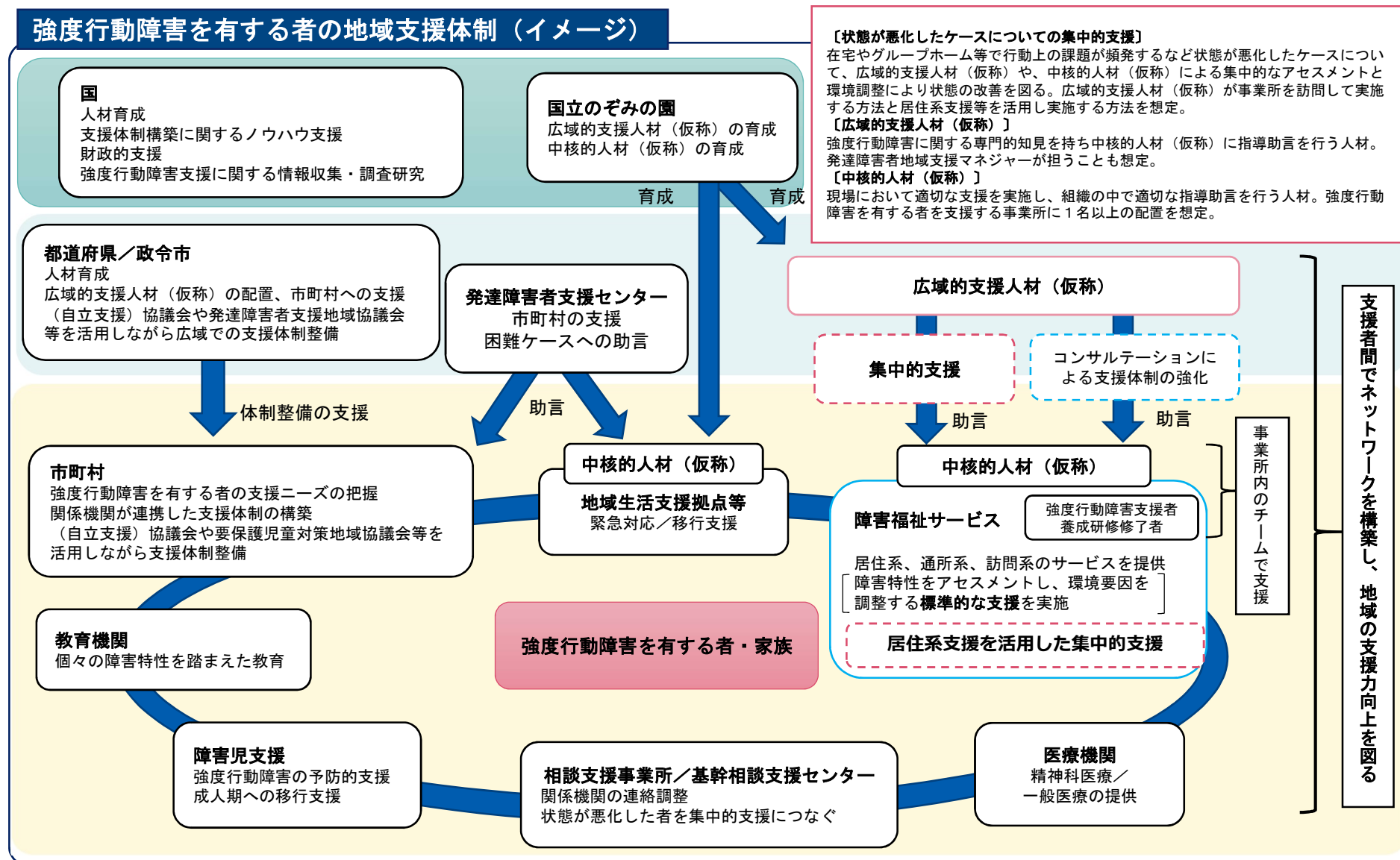
《強度行動障害児特別支援加算》
【現行】781単位/日
加算開始から90日間は+700単位/日

【改定後】（Ⅰ）（児基準20点以上）390単位/日
（Ⅱ）（児基準30点以上）781単位/日 ※90日間+700単位は変更なし
※加配・設備要件を緩和。Ⅱについて中核的人材を配置

※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算（Ⅰ）広域的支援人材による支援：1000単位/日（月4回まで）
（Ⅱ）他施設等からの受入れ：500単位/日（いずれも3月以内）も創設

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要③～

強度行動障害を有する者の地域支援体制（イメージ）



発達障害ナビポータルについて

国が提供する発達障害に特化したポータルサイト
〈掲載情報〉

- ・ご本人や家族向けの記事
- ・支援者向けの記事
- ・研修コンテンツ集
- ・自治体取組検索
- ・トピックス
- ・イベント

<https://hattatsu.go.jp/>



各研修案内について

和歌山県強度行動障害支援施設職員養成研修(連続研修)

行動障害を有する方を支援する施設等を対象に、講義、事例による実践研修を行うことを通じて、虐待及び不適切な支援の防止並びに行動障害の軽減を図る方法の検討等を行い、行動障害を有する方を支援する職員を養成する。

和歌山県障害者虐待防止・権利擁護研修

障害者虐待防止と権利擁護に関する基本的な考え方の習得を目指すともに、市町村や障害福祉サービス事業所等で事案対応や虐待防止の取組を担う人材の養成を図り、もって、障害者虐待防止や権利擁護の推進に寄与することを目的とする。

和歌山県障害者ピアサポート研修

同じ経験をした者としての立場からサービス利用者に対して支援を提供することで、事業所全体としてのサービスの質の向上を図ることができる人材を養成する。

オンラインシステム等導入について

- LINE WORKS
- キントーン
- さくら連絡網
- Googleフォーム